

青葉台五丁目町会役員業務要領

1. 町会長としての業務

町会長は、町会を代表し会務を指揮・統括する。

- ・ 五丁目を代表する委員として青葉台協議会等へ出席する。
- ・ 青葉台協議会の理事、分野長・会計などの役職を務める。
- ・ 地震等の災害発生時に災害連絡本部長(以下本部長という)となり、被害の防止と軽減について、町内全般の指揮命令に当たる。
- ・ 防犯カメラの維持管理

2. 副会長としての業務

副会長は、町内活動の指導的役割を果たすと共に、会長が不在の場合は会長の代理者としてその役割を担う。また、次期の町会長候補としての意識を持って町会運営に当たる。

- ・ 防犯防災、環境広報、親睦体育、福祉・子供部門を担当する。
- ・ 五丁目町会の定期役員会、総会等の司会及び書記(議事録作成)を交替で務める。
- ・ 青葉台協議会の各委員を務めると共に定期役員会、総会等の参加及び行事の準備委員を務める。分野1:高齢福祉 分野2:子供福祉 分野3:防犯防災 分野4:環境美化 分野5:イベント活性化 分野6:広報総務自治会館運営など

3. 防犯防災担当副会長

町内の防犯、防災の統括者として、町内の安全で住みよい街を目指して、防犯防災担当の長として必要事項を企画、実行する。また万一災害が発生した場合、「青葉台五丁目自主防災会規約」に従い必要な措置を講じる。

(1) 主な活動内容

- ・ 「自主防災組織事業計画書」の立案・実施・報告
- ・ 防犯パトロールの計画立案
- ・ 防災機材倉庫の機材の維持管理
- ・ 青葉台協議会の防犯防災委員を務める。
- ・ H30年防犯灯のLED化に伴い、市の管理となり故障時は、電柱に表示している防犯灯Noをコールセンター0120-595-005に電話する。
- ・ 防犯カメラの維持管理

(2) 市原市への組織役員変更届出等

五丁目町会は「市原市自主防災設置要綱」に基づき、五丁目町会自主防災会として届け出ており、市へ下記の報告が義務付けられている。町会長に変更を報告し、町会長は市へ報告する。

- ・ 自主防災組織役員変更届 — 役員に変更ある場合(班長が交代するため毎年報告)
- ・ 防災訓練等依頼書 — 訓練計画作成時、市へ指導依頼

4. 広報環境担当副会長

定例役員会議、五丁目総会の審議案件を取りまとめる。また、町会長・副会長と連携し、町内住民への広報活動を推進する。

また、町会の生活環境、自然環境の保全についての担当長として、環境担当班長と協力して必要な活動を企画、実行する。

(1) 主な活動内容

- ・ 定例役員会、総会の審議内容の調整、班長意見の取りまとめ、議事録作成
- ・ 青葉台協議会「広報あおば」の編集委員として、編集委員会へ出席すると共に、五丁目担当記事の執筆依頼・調整、記事の取りまとめ、原稿の校正
- ・ 二年毎の会員名簿(居住調査票)の作成・改訂に関する立案
- ・ 五丁目担当分の町会行事等に関する案内文書の作成
- ・ 春、年末の一斉清掃の立案・実施統括
- ・ 道路舗装、歩道、側溝蓋、溜枘等についての点検と市への補修依頼
- ・ 公園設備の点検と市へ補修依頼
- ・ 空き地の管理状況の点検と市への草刈依頼、ゴミステーションの管理状況の点検と改善
※補修に限らず、市への依頼事項は全て町会長を通して行う。
- ・ 青葉台協議会の自治会館運営委員を務める。

5. イベント活性化担当副会長

青葉台フェスタ、その他五丁目町会が関わる親睦等の担当長として企画、運営、推進を行う。青葉台フェスタは子供と密接に関連する行事であり、子供担当役員と連携して運営に当たる。

(1) 主な活動内容

- ・ 青葉台フェスタ:五丁目町会の実行計画の作成、準備要員の募集、要員配置、参加者の募集・動員、ハッピー等資材の準備、事後の備品管理

6. 子供・高齢者福祉担当副会長

子供関連行事の取りまとめ、町内住民間のコミュニケーション向上や福祉活動の具体策を立案し実行推進する。

(1) 主な活動内容

- ・ 青葉台フェスタなどの各行事に参加する子供の取りまとめ・世話、子供参加行事への応援を行う。
- ・ 五丁目町会の小地域福祉ネットワーク活動(青葉台協議会や民生委員などの福祉関係者と連携した活動)の推進
- ・ 町内住民の世代間交流を深めることや町内住民間のコミュニケーション向上を図るための行事の企画、実行推進

7. 会計担当

町内活動に伴う収入、支出の予算、決算書の作成及び管理運営を担当する。また町会三役として副町会長と共に町内活動の運営を担う。

(1) 主な活動内容

- ・ 収入、支出の受け払い管理

主な入金 — 町会費(年1回)、赤十字社員募金(年1回)

主な出金 — 街路灯電気代、町会行事費、協議会負担金、協議会行事費負担、社会福祉協議会の拠出金、赤い羽根、緑の羽根の共同募金、町会慶弔金、その他雑費

(2) 町内住民の集会時や役員会、防犯パトロールの飲み物手配

8. 班長

班長は班内住民の意見の連絡係りとして、また、まとめ役として町会活動の趣旨徹底を図ると共に町会行事へ積極的な参加を呼びかける。また、向こう三軒両隣、隣近所がふれ合い、助け合い、気持ちよく、安心して住める街づくりを心がける。

具体的活動内容は「班長心得」の細部参照

(1) 防犯・防災、広報・環境、親睦・体育、福祉・子供のいずれかの部門に属し、副会長と共に活動する。

役員会への出席(毎月第二日曜日 15時00分～) 3連休の場合は翌週

総会への出席(3月の第二日曜日 15時00分～)

(2) 回覧文書の回覧

(3) 町会費、募金等の集金

(4) 住民調査票の取りまとめ、回収

(5) 町会行事の準備委員及び行事への参加

(6) 青葉台協議会行事の準備委員及び行事への参加

(7) 道路、下水道、街路灯等補修箇所の町会長または副町会長への連絡

(8) 班長はブロック長と協力し「次期三役候補」の推薦と説得

(9) 地震等の大規模災害時の班員の安否確認(自主防災規約参照)

10. ブロック長

ブロック長は、当該班長としての活動の他、各ブロックのまとめ役として次の活動を担う。

(1) 会長から託された回覧文書の各班長への配布

(2) 春、年末の一斉清掃時の指揮(共用場所の清掃箇所の指示と人の配分)

(3) 役員会のブロック内欠席班長へ議事内容徹底と資料の配布

(4) ブロック長は班長と協力し「次期三役候補」の推薦と説得

(5) その他、班長不在時の代行は、前班長に依頼することができる。

11. この業務要領は、平成12年3月15日から適用する。

- (1)平成 15 年 3 月 9 日 改訂
- (2)平成 21 年 3 月 31 日 改訂(福祉・子供担当副会長の追加)
- (3)平成 29 年 3 月 12 日 改定(防災活動報告の削減他)
- (4)令和2年 3 月 29 日 改定(敬老会削除、防犯灯故障時の対応改訂)
- (5)2023 年 4 月 9 日 改定(防犯カメラ維持管理を追加、役員会議日時改定)
- (6)2024 年 3 月 17 日 改定(青葉台協議会改革に伴う体制変更による役務修正)
- (7)2024 年 4 月 23 日 改定 8.会計担当(町会費入金年 2 回から 1 回に変更)
- (8)2024 年 5 月 4 日改定5. イベントからイベント活性化6. 福祉・子供から子供・高齢者福祉